

## 令和4年度 第1回生駒市防災会議 議事録

I 開催日時 令和4年5月17日10:00～

II 開催場所 生駒市役所 大会議室

III 出席者

会 長 小紫会長（生駒市長）

委 員

3号委員：川本委員（生駒警察署長）

4号委員：山本委員（副市長）、杉浦委員（総務部長）、米田委員（建設部長）、  
澤井委員（危機管理監）

5号委員：原井委員（教育長）

6号委員：川端委員（消防長）、松本委員（消防団長）

7号委員：乾口委員（日本郵便株式会社 生駒郵便局長）、清水委員（大阪ガスネット  
ワーク株式会社北東部事業部地域コミュニティ室室長）、坂本委員（関西電  
力送配電株式会社奈良支社総務部奈良地域統括部長）、原委員（近畿日本鉄  
道株式会社生駒駅長）、吉田委員（奈良交通株式会社北大和営業所長）、

8号委員：大西委員（自主防災会を組織する者）

9号委員：鐵東委員（生駒商工会議所会頭）、長崎委員（生駒市自治連合会副会長）、石  
橋委員（生駒市民生・児童委員連合会理事）、笹埜委員（生駒市地域婦人団  
体連絡協議会会長）、永野委員（生駒市赤十字奉仕団委員長）、中谷委員（生  
駒市議会議長）、白本委員（生駒市議会企画総務委員長）、和田委員（公募市  
民委員）、後藤委員（公募市民委員）

委員代理

2号委員：庄中氏（郡山土木事務所次長）

7号委員：北原氏（西日本電信電話株式会社奈良支店設備部災害対策室次長）、有山氏  
（北倭土地改良区事務局長）

事務局

甫田（防災安全課長）、楠下（防災安全課課長補佐）、宮崎（防災安全課防災係長）  
近藤（福祉健康部長）

IV 欠席者

2号委員：倉田委員（奈良県郡山保健所次長）

8号委員：牧委員（京都大学防災研究所教授）、片尾委員（京都大学防災研究所准教  
授）

9号委員：有山委員（生駒市医師会長）、井上委員（生駒建設業協会会長）

## V 議事内容

### 1 開会

楠下課長補佐

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

会議の開始に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

机上に配布している資料でございますが、1枚目が「令和4年度 第1回生駒市防災会議 会議次第」、2枚目が「防災会議出席者名簿」、3枚目が「資料1 令和3年度生駒市総合防災訓練」、4枚目以降が「資料2 審議案件 生駒市地域防災計画の修正について」、「別紙A～C」となります。

それでは、ただいまから 令和4年度 第1回生駒市防災会議を開催いたします。

なお、本市の「附属機関等の会議の公開に関する基準」では、附属機関等の会議は原則として公開するものとしておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

開会にあたりまして、当会の会長であります小紫市長からご挨拶がございます。

市長、よろしく願いいたします。

### 2 会長あいさつ

小紫会長

皆様改めましておはようございます。

本日は生駒市防災会議を開催いたしましたところ、非常にご多忙の中皆様にお集まりいただきまして大変感謝申し上げます。また、日頃から防災をはじめ、様々なまちづくりの観点からお力添えいただいておりますこと、この場をお借りして感謝を申し上げます。

本日の防災会議につきましては、後ほどまたご説明、ご意見の方いただきますけれども、昨年の11月に生駒市は市政50周年を迎えましたが、それとタイミングを合わせる形で生駒市の総合防災訓練を行っております。それによって、様々な準備の過程、当日を含めて、大変防災力の向上にプラスになった、そして同時に様々な課題も浮き彫りになってきたところでございます。今日はそのあたりにつきまして、皆様方にせっかくの機会でございますので、うまくいった部分、まだまだこれからということで課題を感じている部分、お叱り、ご意見をお受けいたしまして、これから風水害はもちろん、地震に対してもしっかりと体制がとれるような防災計画にし、また関係者の皆様と連携をとらせていただくことで防災力を向上していきたいと思っております。

コロナ禍がまだまだ大変な時期ではございますが、令和4年、そして5年度に向けて生駒市の防災の取り組み様々ありますけれども、とくに地震への対応という部分に力を入れてこの一年しっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、今日の審議、そしてまた審議のあとの様々な訓練であったり、実施の部分、具体化の部分でお力いただけますようお願い申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

楠下課長補佐

ありがとうございました。

さて、次に、ご出席いただいております皆様方をご紹介させていただくのが本意ではございますが、人数も多く、時間もかかることから、本日はお手元に配布させていただいております名簿でのご紹介に替えさせていただきたいと存じます。ご了承くださいませようお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、本日の予定をご案内いたします。お手元の会議次第に沿いまして進めさせていただきます。まず、「3 報告案件」といたしまして令和3年度 生駒市総合防災訓練についてでございます。次に「4 審議案件」といたしまして生駒市地域防災計画の修正についてとなります。

それでは、案件に移らせていただきます。

以降の進行は、本会の会長であります小紫市長が議長となり、執り行っていただきます。

市長、よろしくお願いいたします。

小紫会長

それでは審議に入りたいと思います。

通常であれば、審議案件が先で報告案件が後という事となりますけれども、先ほど申し上げましたように、報告案件でございます生駒市総合防災訓練、こちらのご報告内容が後ほどの地域防災計画の修正についてという部分につながるところがございますので、今回につきましては、まず報告案件として生駒市総合防災訓練の内容につきましてご説明申し上げた後で、地域防災計画の審議ということにさせていただきたいと思います。

それでは、事務局から令和3年度生駒市総合防災訓練につきまして、説明をお願いいたします。

### 3 報告案件

甫田課長

それでは、報告案件の方に移らせていただきたいと思います。皆様、資料1をご覧ください。では、着座にて説明させていただきます。

令和3年度生駒市総合防災訓練ですが、それまで行っていた総合防災訓練のようなデモンストレーション型・見学型の訓練ではなく、大規模な地震災害が発生したときに自宅地域で実際に行うであろうことを洗い出し、訓練当日、災害時に実際に実行しなければならないことを行ってみるという実働型・参加型の訓練として計画いたしました。主催は生駒市と生駒市自治連合会の共催です。開催日は令和3年11月14日(日)、前日イベントとして11月13日(土)にリモートアトラクションを開催しております。会場につきましては、市内全域の指定避難所28カ所、生駒市役所、たけまるホール、ベルテラスいこまなどで開催し

ました。

今回の訓練ですが、本市で最も大きな被害が想定される生駒断層帯地震を想定しております。この地震が発生すると、生駒市内でも最大震度 7 を記録し、住宅地でも震度 6 強が予想されております。推定建物被害が全壊・半壊約 13,000 件、出火、消失等も予想されています。想定死傷者最大 2,400 名、停電率・断水率ともに 80%以上という大きな被害となっています。この地震の 30 年以内発生率は 0%から 0.2%、活断層の中では中からやや高いレベルとされています。

まず初めに、自治連合会、自主防災会の方に主に行っていただいた、地域の避難所での訓練を紹介させていただきます。

令和元年度から自治連合会と総合防災訓練の連携を実施し、令和 2 年度、3 年度の自治連合会のテーマとして実施準備を行ってきました。自治連合会内に総合防災訓練のプロジェクトチームを立ち上げていただき、プロジェクト会議を 3 回、避難所担当者・避難所リーダーを交えた拡大会議を 2 回行い、当日を迎えました。その後、令和 3 年 12 月 22 日に振り返り会議を行っております。

地域や避難所での訓練ですが、令和 3 年 11 月 14 日（日）8 時 30 分に大地震が発生したということで、各自治会、自主防災会、参加 109 団体、約 2,900 名以上の方々に参加いただきました。自治会・自治連合会の方が 2,900 名以上、市の職員である避難所の自動参集職員と避難所担当職員 65 名の参加がありました。

地震発生から自分の身を守る訓練、地域での安否確認訓練、避難所への避難、避難者の受け入れ、避難所の運営訓練まで実施いただきました。その間に、各避難所に備えている災害用 MCA 無線を利用し、市の災害対策本部との情報伝達訓練を行っていただきました。また、各避難所で、避難所に備えている資機材等の使い方の説明や地域にお住まいの防災士さんから災害についてのミニ講座なども企画いただきました。

次に、市役所は、大会議室で市職員の災害対策本部訓練を開催いたしました。この訓練は地域の訓練と同じ時間軸で、市の職員が災害対策本部を立ち上げる実働の図上訓練としてさせていただきました。災害対策本部員と各班員 84 名、それから奈良県、自衛隊からの参加者、マスコミからの参加者 25 名で行いました。自主防災会や自治会、地域での MCA 無線を使った情報伝達訓練は、地域からの情報を生の情報として災害対策本部訓練の中に取り込んでいきました。

次に、社会福祉協議会が中心となった災害ボランティアセンターの運営訓練です。災害ボランティアセンターは、本来、発災時すぐに立ち上がるわけではなく、数日後に出来上がってくるものですが、総合防災訓練と言うことで同じ日に訓練していただきました。

会場は北コミュニティセンターの駐車場を中心に、10 月に社会福祉協議会で実施された

災害ボランティア養成講座の受講修了者と一緒に、災害ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアの受付、被災者のニーズの受付等、実践的に取り組んでいただきました。

ここからは、同時間軸で行った訓練ではありません。

リモート防災アトラクションを11月13日(土)に前日のイベントとして行いました。市内の小学校にチラシを配布し、多くの小学生の家族が自宅から参加いただきました。このイベントはクイズ形式等を取り入れ、楽しみながら災害・防災を体験できるものとなっており、各ご家庭のパソコンで楽しそうにアトラクションに参加する様子を見せていただきながら行いました。午前中1回、午後から1回、計2回公演、各1回ずつ200名の定員でしたが、午前・午後合わせて268世帯の方にご参加いただきました。

次に、11月14日(日)午後から、防災講演会、熊本県山都町教育長の井手文雄先生をお招きして講演会を行いました。この講演会では「熊本地震は突然に～この経験を生かしたい、伝えたい～」ということで、熊本地震の時に益城町の小学校の校長先生をされていた井手先生が、教職員を中心にいろいろな役割を「〇〇大臣」というような形で任命して、被災者に寄り添った避難所を運営した経験を生々しく語っていただきました。

その時間に重ねて、11月14日(日)午後、ベルテラスいこま・ベルステージにおいて防災関連ブースによる啓発を行っていただきました。本日委員で来ていただいております事業所の方にも多数ご参加いただき、講演会の終わった後や始まる前、駅前を通られる方、たくさんの方がベルステージで防災について学習していただき、また楽しんでいただいたように思います。

この訓練をさせていただいて、いろいろな課題が出て参りました。

地域・避難所単位の訓練では、この場にいくつか書かせていただきましたが、数え切れないくらいの課題、ご意見を頂きました。大きなものを取り上げさせていただくと、「避難所になっている体育館の限られたスペースでは多くの人を受け入れられないのではないか。敷地全部、グラウンド等も含めた計画を策定する必要があるのではないか」、「体調不良者やペット連れの避難者はどうしたらいいのか」、「避難所に備えてある防災機器について、使い方がわからず戸惑った」、情報伝達訓練の無線の使い方や伝達実行なども訓練をしたんですが、「何回も話をして確認して、とても時間がかかった。とても情報量が多くて苦勞した」、また、避難所訓練に参加した市の担当職員については、「理解度が低く、とても職員としての機能は低かった」と言うご意見もいただきました。

このあたりにつきましては、今年度から改善すべき内容について、私たち防災担当の方で取り組ませていただきたいと思います。

その他、アトラクションでは小学生の方にはたくさんご参加いただきましたが、色々な年齢

層の方に防災訓練に取り組んでいただく必要があるのかなと思っております。

防災講演会については、たくさんの方ご参加いただいたんですけども、やはり午前中の訓練が終わってからの参加ということで、なかなか多数の方の参加が見込めなかったのではないかなということも思っております。

また、災害対策本部図上訓練等については、防災計画の修正の際に再度説明いたします。

以上で、総合防災訓練の説明を終わります。

#### 小紫会長

以上で総合防災訓練の報告が終わりましたが、私から1つ補足いたします。

もともとは令和2年度にやる予定だったものがコロナで1年間延期したということで、自治会の皆さんにも一年分、準備にお時間をいただいたというところで、ご苦勞もたくさんいただきましたし、その分いろいろな議論ができたというお声もございました。先ほどあったリモートアトラクションというようなICTを活用した取り組み、講演会、ブースなど、非常に意義のある側面もあります。地域での取り組みにつきましても色々、今までの訓練ではできなかったようなことが出来ました。

逆に、そういう経験を得て、今までは気づけなかった事を課題が浮き彫りになったという側面もあります。先ほど説明がありましたように、市との連携とか、機材の使い方が不慣れであるとか、厳しいご意見もかなりいただきました。

そんな意見もありましたので、訓練が終わりました12月の下旬に、担当の自治会の皆さん、自主防災会の皆さんに集まっていたいで、成果の部分と課題の部分、市役所に対するご要望、ご意見といったものを丁寧に聞かせていただく会をした結果、色んなご不満やご意見をいただいたということでございます。

今はそのご意見に対して、解消するべく各避難所の担当職員の研修、実際の訓練に参加してもらい、機材の取り扱い等のより丁寧な説明を行うなど、一つ一つ課題に対する取り組みを進めているところでございます。

また、後ほど出てきます、地域防災計画の中で推し進めるところはきちっとしていこうということで、本日を迎えているということでございます。

これ以外にも、災害対策本部訓練をさせていただきましたが、たくさん課題が出ています。本部長である私から見ても、情報の伝達や取りまとめ、またこちらからの能動的な初期の対応など、非常に不慣れな点、風水害に比べて地震は経験値もありませんので、本当にたくさん課題が出たということで強い危機感を持っております。

冒頭で申し上げました通り、令和4年度は地域との繋がり、あとは国や県、関係の事業者の皆様等との繋がりの部分に加えまして、市役所の内部、災害対策本部のとくに初動期の取り組みの防災力を上げるということを喫緊の課題としてしっかりと取り組んでいかないといけないということで考えております。

これにつきましては、今回地域防災計画の改定という部分では、というよりは中でどのよ

うに対応していくのかというところが大きいので、今回の議題としては上がっておりませんが、しっかりと、急いで取り組んでいきたいと思っております。

私からは以上ですが、令和 3 年度の総合防災訓練につきまして、特にご参加いただいた皆様、こういうところも気になったなどか含めまして、ご意見・ご質問等ございましたらよろしくお願いたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

はい、では特にないようでございましたら、これにつきましては報告ということで、次の地域防災計画でこれにつながる部分もございますので、そちらの方でまた何かありましたら、ご意見いただけましたらと思っております。

それでは、今の報告とも関係いたしますが、審議案件、生駒市地域防災計画の修正につきまして、事務局の方からよろしくお願いたします。

#### 4 審議案件

##### 澤井危機管理監

では続きまして、地域防災計画の修正のほうに移らせていただきます。

今回の地域防災計画の見直しにつきましては、現行計画を改正するにあたり 4 つの要素の改正を行っております。

変更要因 A：政府の災害対策基本法及び政府の防災基本計画の改正の反映、変更要因 B：水防法及び土砂災害防止法等の改正の反映、変更要因 C：先程の令和 3 年度生駒市総合防災訓練の成果の反映、変更要因 D：経年変化機構改革等の反映、以上 4 つの要因のもとで改正を行います。

では、変更要因 A：災害対策基本法及び政府の防災基本計画の改正の反映です。

非常に多くの項目がありますが、このうち多くの項目が、国・都道府県に関する事項、あるいはすでに生駒市の計画では盛り込み済みの事項、本市に関係のない首都直下型地震に関する事項です。これを除きますと、生駒市の防災、地域防災計画に反映しなければならない必要がある事項が 5 つございます。

個別避難計画の作成の義務化に関する事項、災害対応のデジタル化の推進、福祉避難所指定に関する円滑な避難に関する活用、防災ボランティアと自治体の NPO との連携・共同の確保・促進、正常性バイアス等の必要な知識を考える実践の防災教育の推進、以上の 5 箇所を生駒市の地域防災計画に反映する必要があります。このうち個別避難計画作成義務化および福祉避難所の活用に関する事項については非常に連動しておりますので、あわせて 4 つの項目にまとめて報告したいと思います。

まず 1 つ目、個別避難計画の作成の努力義務化、福祉避難所の活用による要配慮者への円滑な避難への反映についてご説明いたします。

個別避難計画とは、ご自宅等から避難が困難な方、老人であるとか小さい乳幼児を抱えている方、妊婦さん、障がい者の方といった、独自に災害時に避難をすることが困難な避難行

動要支援者について、避難の支援を個人ごとに明らかにした計画であります。こちらの作成が努力義務化されました。

本市においては、従来から生駒市災害時要援護者避難支援プランというものをやっております。これに基づき要援護、要配慮者避難支援を計画しております。これを個別支援計画という名称で作っております。

この度、防災基本計画の改正により、個別避難計画に避難を予定する福祉避難所を事前に施設と調整し、明確にすることが盛り込まれました。これを受け、現行の生駒市で実施している支援プランに基づく個別支援計画を、法に基づく個別避難計画に合わせて整備していくという事が必要となります。従いまして、地域防災計画におきましても、従来の個別支援計画を法に基づく個別避難計画の形で整備していく旨を明記したいと考えております。これにつきましては、別紙の A-①に記載させていただきました。

続きまして、災害対応のデジタル化の推進に関しましてご説明させていただきます。

これに関しまして、政府の防災基本計画では以下のような記載が出されました。国、内閣府は被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活支援再建給付金等の被災者制度に係る手続きが円滑に行われるよう、地方公共団体に対してデジタル化や先進技術の導入に必要な環境整備を行う。これに対し、市町村はこれらの業務を行うためにシステムの活用等を含めた効率的な実施について検討することとされました。

また、その内容につきまして、情報項目の標準化やシステムを活用したデータの収集・分析・加工・共有体制の整備を図るということがうたわれました。これに関連して、その具体的な事業として、内閣府でクラウド型被災者支援システムというものが今年度から構築が開始されることとなっています。これを受け、本市としても国の施策に連携して災害対応のデジタル化を推進する旨を計画に記載したいという内容となっております。こちらについては、別紙の A-②に記載しております。なお、今後国の施策の詳細について入手次第、事業の具体化に向けた検討に着手したいと考えております。

続きまして、防災ボランティアと自治体住民 NPO との連携、共同の推進についてです。

防災ボランティアについては修正に基づきその支援力向上、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携共同して活動できる環境の整備が必要であるという内容がうたわれております。これに関連する内容として、生駒市の地域防災計画においては、「社会福祉協議会は市・県関係機関関係団体、その他ボランティアと連携して災害時のボランティアの活動、支援体制の整備を行う」ということが従来から記載されておりました。今回、国の防災基本計画にそのような内容が記載されたことに合わせ、ここに自治会という内容を入れ、強化したいと考えております。なお、以下のような役割を記載させていただきたいと考えております。

1つは支援が必要な個々の被災住民のボランティアセンターとの間の連絡への協力。これは、災害ボランティアセンターが被災者に支援のニーズを受け付ける場合に、被災者個人で



では戻込みして、なかなかボランティアセンターに支援のニーズを要求することができないということで、その間の取り持ちをしてもらうことを考えております。

また、市内におけるボランティア募集への協力ということで、本市が被災地になった場合、市外からボランティアを募集するのですが、市内の中でも被害が大きい地域とそうでもない地域があるということで、自治会の側から、そういう場合に、被害の大きな地域に対して被害の少ない地域・自治会から支援をするのは当然である、これについてボランティアセンターと連携協力したいというお話もありまして、このような記載をさせていただいております。なお、この内容については、別紙のA-③に記載しております。

続きまして、正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進という項目です。

こちらについては、政府の防災基本計画で地域の関係者の連携のもと、居住地、職場、学校等において必要な災害リスクや、自分が災害に遭わないという思い込み、正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育が、避難行動に資するということがうたわれました。

また、具体的に啓発すべき内容といたしまして、避難行動への負担感、過去の被災経験に基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアスを克服し、避難行動をとるタイミングを逸することなく適切な行動をとること、これを啓発すべき内容として記載されております。その内容をそのまま、防災知識の普及啓発、市民に対する啓発というところで、生駒市の地域防災計画のこの内容に加えたいと考えております。別紙A-④に記載しております。

以上が変化要因Aに関する内容になります。

続きまして、変更要因B：水防法・土砂災害防止法の一部改正の反映についてです。

すでに市町村防災計画に定められた要配慮者施設の所有者または管理者が、避難確保計画を作成し、市町村に報告するというようになっております。これにつきまして、令和3年度の改正で、報告を受けた市町村長が計画内容に関する助言・勧告を行うというようなことが定められました。また、要配慮者利用施設の所有者等は、避難訓練の実施が義務付けられておりますが、その成果報告を市町村に提出し、市町村長が訓練内容に対して助言勧告等を行うということになりました。これを受け、要配慮者利用施設の避難確保計画の内容に関わる助言勧告を実施すること、要配慮者利用施設の管理者等が実施する避難訓練の内容に関わる助言勧告等を行うこと、以上を記載させていただこうと考えております。

また、合わせまして、現在生駒市地域防災計画にはこの対象となる要配慮者施設について、浸水想定区域・土砂災害警戒区域に関わる要援護者施設ということで記載がされております。これにつきまして、要配慮者利用施設という形で名称変更し、記載させていただくと考えております。こちらについて、具体的な内容は別紙Bに書いております。

続きまして、変更要因 C：令和 3 年度総合防災訓練の成果の反映についてご報告させていただきます。

先程の報告案件で、成果について紹介させていただきましたが、地域防災計画に反映すべき事項についての課題等についてはこちらの方でまとめて報告させていただきます。

まず主要課題として明らかになった事項、先ほど市長からもありましたが、災害対策本部における情報の整理・集約・伝達・共有の大幅な改善が必要であるという内容であります。

どのような状況であったかといいますと、地震災害の特性として、風水害と比較して膨大な被害が短時間に発生するため、短時間に大量の被害状況が災害対策本部に上がって参ります。これに対して、情報の収集・整理を行う班がオーバーフローを起こし、対応不能になる。整理・集約・共有が停止し、結果として災害対策本部会議のメンバーである各部長、あるいは本部長等が状況を把握し、判断し、指示をするということが困難になりました。

また、各部・各班からの部長に対する情報提供も不十分であり、各部長の指示、意見提出等も停滞してしまった。また、消防本部と対策本部との情報共有もうまく進まなかった。派遣された自衛隊の受け入れに関しては、その指示・調整担当が不明確で必要な調整が充分できなかった。また、今回の訓練に生駒市アマチュア無線非常通信協力会、IAE が参加しておりますが、IAE から当初の情報収集はされましたが、その後何を収集・確認・伝達してもらうかというところで、指示依頼の系統が不明確であったため充分活用できなかったという課題が上がっております。これについては、なかなか直ちには解決できませんので、継続的に本年度いっぱいかけて、改善について検討していきたいと考えております。

その他の項目、避難施設の安全確認の強化ということで、現在各避難施設については発災後、現地に一番最初に到着する地域の住民または参集職員等が、マニュアルに従い安全確認を行って、避難者を受け入れるというような形をとっております。

しかしながら、施設にある程度の被害があった場合、受け入れが可能なのかそうでないかの判断が、住民やとくに専門ではない職員任せで良いのかというような不安が住民の方から寄せられました。

このため、一旦避難者を受け入れた後、必要などころについては技術職員を派遣して、再度確認を行うというような手段が必要だということでもあります。これについては別紙の C-①に反映させていただいております。

続きまして、避難所単位における訓練の促進が必要であるということでもあります。避難所は 1 つの自主防災会・自治会のみが使うということは珍しく、ほとんどのところが複数の自治会・自主防災会の方が避難されます。従って、避難所の自動参集職員、担当職員、複数の自主防災会が協働して、訓練していく必要があります。しかし、個々の自主防災会主体では、企画調整が難しい、実施が進まないということが挙げられました。従いまして、その部分については市も一体となって特大の推進努力をしていく必要があると考えられます。この内容につきまして、別紙の C-②に記載をさせていただいております。

次の項目は、ボランティアセンターについてです。

ボランティアセンターの設置運営は、その準備及び実施の中で、設置場所に駐車スペースが必要不可欠です。ボランティアが遠方から通常自動車に乗ってくる、また、ボランティアセンターから次の現場に行く際にも移動手段がないと活動できないということで、多くのボランティアが車を持ってくる。そのため、ボランティアセンターに駐車スペースが隣接していることが必要不可欠な条件であるということがわかりました。

ですが、現行の計画ではボランティアセンターを社会福祉協議会の事務所があるセイセイビルに置くことになっております。従いまして、駐車スペースの必要があるということを検討した結果、北コミュニティセンターで今回訓練を実施し、特に問題がないと確認できました。これを受け、別紙のC-③にその場所を変更する旨反映させました。

最後、自主防災会と自治会の協力連携の再確認です。

今回の総合防災訓練の、とくに準備の期間あるいは実施の期間、自治会と自主防災会の連携がなかなかうまくいかなかったというところが一部あったと聞いております。従いまして、両者の関係性や協力連携の必要性の明確化が必要であろうということが明らかとなりました。これに関して、自主防災会の定義を今回地域防災計画の中で明記し、自主防災会と自治会が一体であると明らかにしたいと考えております。もともと、地域防災計画に自主防災会という用語があちこちに書いてあるんですが、そもそも自主防災会とは何者なのかというのが従来は記載されておりました。

なお、記述内容については自主防災会の認定要綱の中に認定基準がございまして、その文章を準用して記載したいと考えております。また、自主防災会の各活動に関する条項においては、自治会と連携協力してそれらの活動を行うことを明記する。また合わせまして、自主防災会、自治会それぞれが単独で記載されている分に関しても、併記するような形で改正を行いたいと考えております。こちらについては非常に項目が多いので、別紙C-④で一覧にして記載させていただきました。

最後、変化要因のDとなります。こちらは経年変化や市役所の機構改革の変更の反映ではあります。こちらについては、年度のあるいは人口等の数値、組織名、職名の改変、変更等でありますので、説明を省略させていただきます。

私からは以上であります。

小紫会長

審議案件につきましては以上でございます。

この修正についてご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、特にないようでございます。

ここで一つ、この防災会議でもお世話になっております京都大学の牧先生からこの改正につきましてコメントが届いておりますので、それを事務局から簡単に説明を致したいと思っております。お願いします。

甫田課長

今回防災会議委員であります、京都大学防災研究所の牧教授から、今回の改正につきましてコメントをいただきましたのでご紹介させていただきます。

まず、個別避難計画について、「大変重要な課題です。福祉部局と連携が不可欠です。福祉部局と連携して、優先順位（ハザード、対象者）をつけて着実に進めていける体制の整備をお願いします」ということです。

また、デジタル化については、「この取り組みについては生駒市が強みを発揮できる分野かと思います。まずは罹災証明・被災者支援のDB（データベース）化からはじめ、災害情報の収集・整理というところまで進められればと思います。被災者支援は一般の行政施策のデジタル化と一心同体です」ということです。

最後に、自主防災会についてです。「自主防災会については高齢化が進み、なかなか活動が活発化しないことも課題だと思いますので、基準だけでなく、いかにして若い世代を巻き込むのかということを考えることも必要なのかと思います」ということでした。

以上、音読させていただきました。

小紫会長

それでは、他にございませんでしょうか。

石橋委員

民生委員の石橋です。

要援護者じゃなくて、要配慮者って言う言葉が使われるようになりまして、もしそのようになるんだったら、すべて関係語句を変えていくべきではないでしょうか。

小紫会長

事務局いかがでしょう。

澤井危機管理監

これについては様々な関係の部局がございますので、一気に全部できませんが、逐次変えていこうと考えております。

要援護者支援プランというのが現在ありますが、こちらの改定についても担当の部署と調整して、進めていきたいと考えております。現在はまだ要援護者という用語も政府のホームページに使われているというようなこともあり、それについては、必要な部分について、合わせていくという形で進めていきたいと考えております。

小紫会長

多分まだ、そのあたりが曖昧だという事だと思いますが、そもそも生駒市は個別支援計画

というものをきちんにご協力いただいて作っています。今回、従来足りなかったところ、迎えに行くところはできているんだけど、そのうちの避難所に連れて行っていいのか、福祉避難所に連れて行かなきゃいけないのかということ、お届け先のところがきちんと、そこまで明確にしましょうというのが今回の国の方針で、その部分だけ生駒市の現行の取り組みで不十分なところがあるので、そこを追加するという改正だにご理解いただければと思います。

用語の使い方につきましては、国の関係の計画に基づく市の計画は、国の使ってる用語を使っていかなきゃならないと思いますが、例えば今まで使っている言葉を、同じ意味なんだけれども、別の用語に変えなきゃいけない。資料の改正が膨大になるというようなことがあるのであれば、それは同じ意味だということをやちゃんと理解した上で、従来の用語を使うと言うことはありだと思いますので、そこにつきましてはまた福祉の担当課と防災の担当課、民生委員、自治会の皆さんともお話ししながら、作業量がどのぐらいになるのかと要援護者と言うようなものと、今回の国の用語というのが同じものだという認識が、きちんと浸透していくことで、用語自体を変えないという話もあるかもしれませんし、この機会だから全部一気に変えようかという判断もあると思いますし、また相談させていただければと思います。

他、何かございますでしょうか。

特にないようでございますので、重要な改正もありましたが、審議案件につきまして、生駒市地域防災計画の修正をお認めいただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それではこのように改正をさせていただき、具体化を勧めていただきたいと思っております。

それでは、議事のほうは以上となりますが、委員の皆様、また事務局から、この場をお借りしてお話ございましたらお願いします。

長崎委員

自治連合会副会長の長崎です。

昨年の12月に防災訓練の反省会がありましたよね。そのときの課題とか問題点、それを甫田さんが言うような課題、それは話の中には出てくるんだけど、今こういう新しい、新しいというか改正とかする前に、本来しなければならないことは何か。というのが僕はあるかなと思うんです。自治連合会、自治会と、今の自主防災会。の、間みたいなものがありますよね。それがどんなになっているのか。それをどっかでやる機会を作ってもらってですね。

いつぞや市長も言われてました。自主防災会が8年、それから防災訓練をやるということ、すでに2年もたちました。2年前から私もやっているんですけど、実際の去年の11月の防災訓練は大成功に終わったのか。まあ初めての試みだと、良い悪いは、ちょっと言いにくいと思うんですけど、それでも、連携訓練の時とか、課題がいっぱいあっ

たと思いましたが、課題を早く洗い出す。思うのは、自主防災会と自治会の関連性をなんとかすること。こういう会議を開いてもらう。これが一番、最初やと思います。これさえ、しっかりしていけば、つぎに話は進むと思います。

小紫会長

今長崎さんからありましたように、そういうお声もありましたので、12月の振り返り会をやりました。地域によっては、自主防災会と自治会が非常に自然な形で連携しながらやっているとところも多いです。東地区とか中地区、若干構成が違ったりして連携が取りにくかったという話も届いております。1つは今回規定がきちんとされていなかったのも、今回ここにありますような、別紙のC-④ですけれども、自主防災会と自治会というものの規定を、これは自治連合会の森岡会長からもそういうご要望もありましたので、まず第一段階としてしっかりさせていただいたということですね。そのあと、規定だけしておくというのではおっしゃる通りだめなので、これに基づいて地元で何か訓練するとき、自治会、自主防災会、とくに今回の総合防災訓練の時、色々どういう会でどういうことをやるかについて、少しぎくしゃくしたようなところにつきましては、うちの防災担当職員も間に入れていただくような形で、しっかりと連携をとっていただく。自治会も自主防災会も住民のために防災訓練をして、防災力を上げていくという目的が違っているはずはないので、両者の力をしっかりと連携していくような形にさせていただければ。もちろん必要であれば我々職員も行く形で、しっかりとこの規定に基づいての訓練をやっていって、より良い形で連携をしていただくようなお手伝いをさせていただきたいというふうに思います。そこはまた、しっかりと自治会、自治連合会、あとは自主防災会の皆さんとお話をしていく、それはもう担当課の方でやらしていただくと思います。そこはちゃんとやりますので。

あと、それ以外にもたくさん、12月にご意見いただいた、先ほどご報告した内容もその中であわせてしていきたいと思っています。ここにつきましては、課題をたくさん具体的にいただいた分、防災安全課のほうもしっかりと受け止めて今動き出す準備しておりますので、逆にそこは理解して、長崎さんのお力もいただいて、連携していただくように、よろしくお願ひいたします。

ほかに何かございますでしょうか。

特にないようでございますので、防災会議は以上とさせていただきます。

色々ご意見いただきました、ありがとうございました。

自治会自主防災会との連携、また対策本部の大幅な刷新、訓練等しっかりやりまして、また来年の防災会議では地震の対策につきまして、生駒市しっかりできましたという結果のご報告できますようまいりたいと思いますので、また関係者の皆様のお力もいただきながら取り組んでまいりますので、何卒よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

## 5 閉会

楠下課長補佐

ありがとうございました。

これをもちまして、令和4年度 第1回生駒市防災会議を閉会いたします。